

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	定額減税補足給付金に関する事務 基礎項目評価書 【令和7年10月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、定額減税補足給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和8年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税補足給付金に関する事務
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、令和7年度伊東市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱に基づき、定額減税補足給付金を給付する事業に関し、支給要件の確認をする。
③システムの名称	定額減税補足給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税補足給付金台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表第160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	定額減税補足給付金事務局
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
無	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 定額減税補足給付金事務局 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1291
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別 表第1の101の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項別表135の項		
令和7年2月13日	I－4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 121の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八号 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の 表第160の項及び第162条		
令和7年2月13日	IV－11.最も優先度が高いと 考えられる対策	(追加)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年2月13日	IV－11.最も優先度が高いと 考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(追加)	[十分である。] 自庁システム側において、必要最低限の人数、 参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設 定している。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月10日	I－1 特定個人情報を取り 扱う事務 ② 事務の概要	令和6年度伊東市定額減税補足給付金支給事 務実施要綱	令和7年度伊東市定額減税補足給付金(不足 額給付)支給事務実施要綱	事後	
令和7年7月10日	I－5 評価実施機関におけ る担当部署 ② 所属長の役職名	庶務課長	収納課長	事後	
令和7年7月10日	I－7 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請求先	0557-32-1234	0557-32-1291	事後	
令和7年7月10日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年7月10日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	